

# 日 誌 (昭和46年5月)

## 【国 内】

- 1日 ○政府、46年産米政府買入れ価格(基準米価の3%引上げ)などを決定
- 7日 ○本行、公定歩合の引下げを決定(8日実施、5月号「要録」参照)
- 8日 ○全国銀行協会連合会、市中貸出金利の自主規制最高限度の変更を決定(11日実施、5月号「要録」参照)
- 17日 ○大蔵省、輸出代金前受けおよび非居住者の対日
- 20日 ○短資業者を通ずる手形売買取引開始(「要録」参照)
- 29日 ○大蔵省および本行、外国為替資金特別会計による輸入資金関係外貨預託制度の改正等輸入金融措置を拡充(6月1日実施、「要録」参照)

## 【海 外】

- 3日 ○西ドイツ、民間経済研究所、景気の共同見通しを発表  
○ウルブリヒト東ドイツ第一書記辞任(後任ホーネッカー)
- 5日 ○西ドイツ、オランダ、スイス、ベルギー、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、外国為替市場を閉鎖  
○香港主要英系3行、プライム・レートを0.5%引下げ
- 7日 ○米財務省、対中共取引制限の緩和を発表(即日実施)
- 8日 ○E E C緊急閣僚理事会、域内通貨の限られた期間内の為替変動幅拡大を容認(9日発表)
- 9日 ○I M F理事会、西ドイツ等の通貨措置につき声明を発表  
○西ドイツ、マルクの変動為替相場制移行、歳出削限措置等を決定(10日実施)
- オランダ、ギルダーの変動為替相場制移行を決定(10日実施)
- スイス、スイス・フランの切上げを決定(10日実施)
- オーストリア、オーストリア・シリングの切上げを決定(10日実施)
- 10日 ○西ドイツ、オランダ、スイス、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、外国為替市場を再開  
○西ドイツ、非居住者預金への付利禁止等為替管理措置を実施
- 11日 ○ベルギー、外国為替市場を再開、同時に短資流入抑制措置を実施
- 12日 ○E E C農相会議、西ドイツ、オランダに対し農産物の輸出入調整金の採用を決定
- 13日 ○西ドイツ、メラー蔵相辞任(後任はシラー経済相が兼任)  
○フランス、公定歩合の引上げ(6.5→6.75%、即日実施)および準備率の引上げ(21日実施)を決定  
○インド、保険会社を接收
- 14日 ○英蘭銀行、全銀行に対し新金融調節方式を提案  
○フランス、市中貸出金利を引上げ(6.6→6.9%)
- 18日 ○ニクソン米大統領、大統領の賃金・物価等凍結権限および預金利規制法の期限延長法に署名  
○フランス、為替管理権限を強化
- 20日 ○英国のE E C加盟問題に関する英仏首脳会談開催
- 21日 ○フィンランド、公定歩合の引上げを決定(7.0→8.5%、6月1日実施)
- 24日 ○米財務省、満期到来の輸銀ユーロ・ドラー借りに付き肩代わり措置を発表
- 25日 ○チェコ、第14回共産党大会開催(第5次5か年計画を承認)
- 27日 ○米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社の対象業務の範囲に関するレギュレーションYの改正を発表
- 28日 ○インド、1971/72年度予算案を発表